

防災推進国民会議の今後の活動方針について（案）

平成29年12月8日  
防災推進国民会議決定

1. 全体会議

議員が属する団体・機関の防災に関する取組に関する情報共有や政府との共催事業の成果報告、意見交換を行うため、毎年少なくとも1回、全体会議を開催する。

2. 国民の防災意識向上等

国民の防災意識の醸成・向上を図るための事業を行うとともに、議員が属する団体・機関が統一的に利活用できる分かりやすい一般国民向けの防災に関する普及啓発資料を作成し、その普及を図る。特に、「仙台ぼうさいこくたい憲章」を周知し、その実施について情報発信を行う。

- 例) ・平成30年秋に東京において「防災推進国民大会2018」を開催  
・11月5日の「津波防災の日」「世界津波の日」を中心として津波防災の普及啓発活動を実施

3. 政府の事業等への協力

政府その他の防災関係機関が実施する、国民の防災意識の醸成・向上を図るための事業、活動等について、事業等の共催、周知（告知）、参加など、可能な範囲で積極的に協力する。

- 例) 「防災週間」「津波防災の日」「ボランティア週間」等における政府その他の防災関係機関の活動への積極的な参画、下部団体や構成員等への周知

4. ウェブサイト「TEAM防災ジャパン」を通じた情報発信

内閣府の開設している防災に関する総合情報サイト「TEAM防災ジャパン」を通じて、議員が属する団体・組織の防災に関する取組について積極的に発信する。